

○文部科学省令第二十五号

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第十二条第八項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第四百四十四条―百六十三条）」を「入学及び卒業等（第四百四十四条―百六十三条）」に改める。

第二十六条の次に次の一項を加える。

学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

第九章第二節の節名中「退学、転学、留学、休学」を削る。

第四百四十四条を次のように改める。

第四百四十四条 削除

(国立大学法人法施行規則の一部改正)

第二条 国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（学長の選考が行われたときの公表事項）

第一条の二 法第十二条第八項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十二条第二項の規定により学長として選考された者について、学長選考会議が当該者を選考し

た理由

二 学長選考会議における学長の選考の過程

2 前項の規定は、法第二十六条において読み替えて準用する法第十二条第八項の規定により大学共同利

用機関法人が行う公表について準用する。この場合において、「学長」とあるのは「機構長」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

(学部長等の任命)

第七条の二 法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあつては、学長又は機構長の定めるところにより行うものとする。

附 則

この省令は、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。